

障害児通所支援事業所における不正請求に対する告訴について

川崎市において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定障害児通所支援事業者として、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を運営していた株式会社 S K コーポレーションに対する令和元年度から令和 6 年度までの期間における監査の結果、同法人が運営する障害児通所支援事業所 4 か所において、実際には行っていないサービスを提供したかのように実績記録票を改ざん、偽造したほか、勤務実態のない職員を配置したとする虚偽の報告などにより、392,043,262 円の不正受給を令和 7 年 8 月に確認しました。

本市では、令和 7 年 1 0 月 1 0 日付けで同法人に対し、追徴金を含めた合計 548,860,565 円について返還請求を行いました。本日時点で返還に応じておらず、当該不正事項が刑法第 2 4 6 条の詐欺罪に該当するものとして、令和 8 年 5 月 2 2 日付けで高津警察署に正式に告訴に向けた相談を始めました。今後の警察における告訴状の受理に向け、引き続き警察の調査等に協力してまいります。

1. 事業所概要等

運営法人：株式会社 S K コーポレーション
所在地：多摩区中野島 1-20-2
代表者：栗飯原啓二（あいはらけいじ）氏

事業所名	事業所番号	所在地	サービス種別	定員	指定年月日
リアライズ 高津末長	1455300309	高津区末長 3-19-8 サンパリス 1F	放課後等デイサービス	10 人	H30.12.1
リアライズ 武蔵新城	1455300333	高津区千年新町 16-2	放課後等デイサービス	10 人	H31.3.1
リアライズ 久地駅前	1455400356	多摩区堰 3-7-18 ブリックハイツ 1F	放課後等デイサービス	10 人	R2.4.1
リアライズ 川崎溝口	1455300481	高津区坂戸 1-15-13 NARUTOBAY101・103 号室	児童発達支援 放課後等デイサービス	10 人 10 人	R5.9.1 R3.3.1

※ 全事業所の運営を別法人が継承し、利用者のサービス利用は同じ事業所で継続されております。

2 経過

- 令和 6 年 7 月 1 日 運営指導実施通知を送付
- 令和 6 年 8 月 3 0 日 法人代表から不正請求の供述あり。
基準違反が確認できたため、本市は運営指導から監査への切替を決定。
- 令和 6 年 1 0 月 9 日 監査実施（令和元年度から令和 6 年度までの期間）
- 令和 7 年 1 月 3 1 日 法人より運営する全事業所の廃止届が提出（令和 7 年 2 月 2 8 日廃止）
- 令和 7 年 8 月 2 7 日 監査結果通知発出（事業所廃止のため行政処分できず。）
- 令和 7 年 1 0 月 1 0 日 返還通知送付（現在までに返還は無し）

3 確認した主な不正事項

- 実際には行っていないサービス提供を行ったように実績記録票を改ざん、偽造し、水増し請求
- 人員基準上配置すべき児童指導員、保育士又は児童発達支援管理責任者等について、必要な員数を配置していなかった。
- 個別支援計画について、基準どおり作成されていなかった。

4 不正事項に係る返還金等

単位：円

事業所名	サービス名	給付費返還金	加算金（追徴金）	合計
高津末長	放課後等デイサービス	131,872,529	52,749,011	184,621,540
武蔵新城	放課後等デイサービス	92,130,018	36,852,007	128,982,025
久地駅前	放課後等デイサービス	106,285,089	42,514,035	148,799,124
川崎溝口	児童発達支援	7,378,345	2,951,338	10,329,683
川崎溝口	放課後等デイサービス	54,377,281	21,750,912	76,128,193
合計		392,043,262	156,817,303	548,860,565

5 今後について

警察と連携しながら対応してまいります。

【問合せ先】

監査について 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 鷺見（すみ）
電話：044-200-1978（内線 33609）
返還金について 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 泉
電話：044-200-2656（内線 33801）